

「平成18年度食品安全委員会運営計画(案)」についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施機関 平成18年2月16日～平成18年3月15日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 5通

4. 御意見・情報の概要及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見・情報の概要	御意見・情報に対する考え方
【第1 平成18年度における委員会の運営の重点事項】及び【第2 委員会の運営全般】		
	<p>・食品安全委員会が発足し3年になります。これまで実施してきた食品健康影響評価作業や評価結果に基づくリスク管理機関の施策の実施状況について、自らふりかえりを行い、今後の課題を明らかにする事を追加する必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>・食品安全委員会の運営全般についての点検と改善提案は、これまで企画専門調査会において、年次毎の運営計画の内容に基づいて実施されてきましたが、このような点検・改善は、中長期的な視野からも実施されることが必要だと考えます。食品安全委員会が発足してから、本年の7月に3年が経過することを踏まえ、これまで実施してきた食品健康影響評価作業や、評価結果に基づくリスク管理機関の施策の実施状況等について、食品安全委員会が自ら振り返りを行い、今後の委員会運営に向けた課題を明確にすることが大切です。この点を計画(案)の重点事項として追加する必要があると考えます。</p>	<p>・食品健康影響評価及び評価結果に基づくリスク管理機関の施策の実施状況については、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定)」の対象として、毎年度の運営計画に基づき、企画専門調査会において発足当初からのフォローアップを実施し、委員会に報告しているところであり、そのことについては平成18年度食品安全委員会運営計画(案)にも記載されております。</p>
	<p>・平成18年度における貴委員会の運営の重点事項2、に示されている「意見交換会の運営方法の向上」は、具体的な内容を伴うものになるよう期待します。また「特に重要な問題(遺伝子組み換え食品、BSE、残留農薬、その他新たな知見の</p>	<p>・意見交換会の運営方法の向上については、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法開発の一環として、平成16年7月に取りまとめられた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、リスクコミュニケーション専門調査会において調</p>

	<p>もの等)」に対しては、適切でわかりやすい情報の迅速な提供を求めます。</p>	<p>査審議を行っているところです。</p> <p>今後とも、効果的なリスクコミュニケーションのあり方について試行錯誤を重ねつつ検討していくとともに、意見交換会の実施体制の拡充を図ってまいります。</p> <p>また、特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等、リスクコミュニケーションのさまざまな手法を利用して正確でわかりやすい情報の迅速な提供に努めてまいります。</p>
	<p>・また、「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定」にあたっては、貴委員会として、リスク管理機関からの諮問に答申するだけでなく、国民からのリスク評価の要望を取り入れるための仕組みの検討が必要だと考えます。</p>	<p>・委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補選定については、「企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項(平成16年5月27日食品安全委員会決定)」において定められており、関係機関及びマスメディア等の情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見、委員会に文書で寄せられた要望・意見の中から関係各方面から選任された専門委員によって構成される企画専門調査会の調査審議を経て選定しています。</p>

### 【第3 食品健康影響評価の実施】

	<p>・食品健康影響評価に関する一般原則的なガイドラインの策定を課題とすると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>・食品健康影響評価に関するガイドラインは、使用される用語や構成について、統一した記述内容が望まれます。これまでに食品安全委員会が策定した8つのガイドラインに加え、現在、「食中毒原因微生物」の食品健康影響評価に関するガイドラインのパブリックコメントが募集されています。これらに記載された、リスク分析に関する用語ならびに構成については、差異が認められます。また、用語の定義そのものが記述されていないガイドラインもあります。</p> <p>以上のことより、個別項目のガイドラインの策定と併せて、食品健康影響評価全体を網羅する一般原則的なガイドラインを策定することが重要であり、課題とすると考えます。</p>	<p>・食品安全委員会が行う食品健康影響評価は、「食品安全基本法(平成15年5月23日法律第48号)」、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成16年1月16日閣議決定)」、「食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)」及び「食品安全委員会における調査審議方法等について(平成15年10月2日食品安全委員会決定)」に従うこととされ、調査審議の透明性や円滑化を図ることとしています。</p> <p>評価書の構成、用語使用等に関して統一を図ることについては、各専門調査会が有する高度の専門性や分野別の特異性なども踏まえることも必要と考えており、今後決定される平成18年度食品安全委員会運営計画を実施していく中で何ができるかを検討することしたいと考えます。</p>
--	---	--

### 【第4 リスクコミュニケーションの促進】

	<p>・引き続きリスクコミュニケーションを促進することが重要です。促進にあたっては、充実した意見・情報の交換ができるよう、関係各層に対する判りやすい説明資料の提供などの支援が重要です。また、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションのあり方についても意見を述べるなど、食品安全委員会としての主体的な役割発揮も重要と</p>	<p>・食品安全委員会では、科学的知見に基づき食品の安全性について評価を行っており、その評価結果などについて正しい情報を提供するとともに、消費者、食品関連事業者など幅広い関係者が互いの立場や考え方を共有し、理解を深めるリスクコミュニケーションの取組を推進しております。</p> <p>このため、食品安全委員会では、できるだけ分かりや</p>
--	--	--

<p>考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>・リスクコミュニケーションは、リスク分析全体を通じて、リスクそのものや関係するデータ等について、関係者の中で意見や情報を交換するプロセスです。促進にあたっては、充実した意見・情報の交換ができるよう、関係各層に対する判りやすい説明資料の提供などの支援が行われることが重要と考えます。</p> <p>また米国産牛肉等の輸入再開問題においては、再開の判断時点において、意見交換会をはじめとするリスクコミュニケーションが実施されませんでした。食品安全基本法では、食品安全委員会の所掌事務としてリスクコミュニケーションの事務の調整が規定されています。そのため、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションのあり方について意見を述べるなど、食品安全委員会としての主体的な役割発揮も重要と考えます。</p>	<p>すいQ &amp; Aや評価のポイントを作成し、ホームページに掲載しているほか、食品の安全性に関する季刊誌や用語集の作成・配布等を行っています。</p> <p>また、消費者、生産者等幅広い関係者が参加する意見交換会を開催し、専門調査会専門委員による講演・解説などを行うとともに、質疑応答・意見交換の時間を設け、そこで出た質問等については、できるだけわかりやすく丁寧に説明することを心がけています。</p> <p>さらに、平成18年度より、これまでの食品安全委員会が直接行う意見交換会に加え、地域においてより幅広い関係者にリスクコミュニケーションへの参加の機会を提供するため、地域におけるセミナーの指導者育成を支援するとともに、わかりやすいコミュニケーションツールを制作・提供することとしております。</p> <p>なお、委員会の役割の一つであるリスクコミュニケーションの事務の調整については、関係行政機関が密接な連携を保ちつつ、政府全体として望ましいリスクコミュニケーションを実施するため、各々の役割を最大限に発揮できるよう、適切な調整に努めているところです。</p>
<p>・参加者のすそ野を広げるためのセミナー指導者の育成や教材の提供が新たな取り組みとして挙げられていますが、一方的な情報提供に留まらず、実施成果を食品安全委員会にフィードバックすることや優れた教材の共有化を行うなど、取り組みを有機的に活かすことが重要であると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>・地域における食品安全セミナーを積極的に推進するため、関連団体やNPO等が行うセミナーの指導者育成や教材の提供を新たに実施する旨の記載があります。</p> <p>リスクコミュニケーションが地域毎に行われることは大変望ましく、食品安全委員会からの支援に期待したいと考えます。しかし、取り組みの実施にあたっては、指導者教育や情報提供等を行うだけでなく、実施成果を今後の取り組みに反映させたり、優れた教材を速やかに全国で共有化することなど、取り組みを有機的に活かす必要があると考えます。</p>	<p>・平成18年度より、これまでの食品安全委員会が直接行う意見交換会に加え、地域においてより幅広い関係者にリスクコミュニケーションへの参加の機会を提供するため、地域におけるセミナーの指導者育成を支援するとともに、わかりやすいコミュニケーションツールを制作・提供することとしております。</p> <p>これらの新たな取組は、国民の皆様から幅広く御意見をいただきながら試行錯誤を重ね、改善していくべきものであり、その中での御意見や取組状況等は、リスクコミュニケーション専門調査会や食品安全委員会において効果的なリスクコミュニケーション手法を検討する際に活用するとともに、ホームページに掲載するなど、周知してまいりたいと考えております。</p>
<p>・国民の関心が高い案件については、意見交換会等を開催するとともに、十分なリスクコミュニケーション(回数、定員などを増やす)を求めます。</p> <p>2006年1月の米国産牛肉等の輸入再開にあたっては、リスク管理機関がすべき意見交換会を始めとするリスクコミュニケーションが実施されませんでした。</p> <p>食品安全基本法では貴委員会の所掌事務とし</p>	<p>・食品安全委員会では、これまで国民の関心が高いテーマを中心に、Q &amp; A、評価のポイント、季刊誌等の作成及びホームページへの掲載等を行ってきたほか、全国各地で消費者、生産者等幅広い関係者が参加する意見交換会を開催してまいりました。</p> <p>しかし、これまでの食品安全委員会が直接行う意見交換会では、開催回数、参加人数に限界があることは否めません。このため、平成18年度からは、地域にお</p>

<p>て調整が規定されています。したがって、リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションのあり方について貴委員会が意見を述べるなど主体的な役割発揮も必要です。</p>	<p>いてさらに幅広い関係者にリスクコミュニケーションへの参加の機会を提供するため、これまでの取り組みに加え、新たに地域における食品の安全に関するセミナーの指導者育成を支援するとともに、わかりやすいコミュニケーションツールを制作・提供することとしております。</p> <p>なお、委員会の役割の一つであるリスクコミュニケーションの事務の調整については、関係行政機関が密接な連携を保ちつつ、政府全体として望ましいリスクコミュニケーションを実施するため、各々の役割を最大限に発揮できるよう、適切な調整に努めているところです。</p>
---	--

【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】

<p>・貴委員会が、平成16年度から平成18年度までの3年計画により整備することとなっている「食品安全総合情報システム」について言及され、計画最終年度である平成18年度においては、関係機関、食品の安全性等に関する学会及び研究発表論文等から食品の安全性確保に関する情報を収集し、当該情報に基づき、適切なリスク評価の推進と積極的な人材の登用及び育成を図るため、食品のリスク評価に関し知見を有する幅広い分野の専門家についての人材情報データベースを構築するものとし、食品安全総合情報システムを活用した最新かつ正確な食品安全情報を迅速に収集・提供する体制の確立を推進するとされています。</p> <p>貴委員会が、食品の安全性に関わる情報を一元的に収集、整理及び活用し、国民の食の安全・安心のために迅速・的確な情報提供を行うことは、国民の大いに期待するところであり、そのための情報システムを構築されることは大きな意義を有するものであると考えますが、その収集方法、収集内容、情報の共有方法、開示方法などについては、一層の工夫・改善の余地があるものと思料します。</p> <p>まず、収集方法や収集内容に関しては、関係各省や食品安全モニターからの報告によるものに加えて、事業者やモニター以外の一般の消費者からも広く危害情報・クレーム情報等を直接入手するシステムを整備される必要があると考えます。そして共有、開示の点に関しては、関係省庁間での共有という観点のみならず、事業者との間での情報共有をできるだけ早期の段階から行えるようにし、また、一般の消費者に対してもできるだけ早期の段階から開示し、その情報に接することができるようにする必要があります。</p> <p>1万人以上の被害者を生んだ、雪印乳業低脂肪乳食中毒事件では、原因究明が完全にはなさ</p>	<p>1. 情報の収集方法、収集内容について</p> <p>食品安全総合情報システムに入力している情報には、食品安全委員会等の関係府省によるリスク分析に関する情報の他、食品安全委員会が収集した国内外の食品危害情報を入力しておりますが、今後とも、食品安全委員会が設置している食品安全ダイヤル等に寄せられた情報等を基に、その内容を確認した上で、関係情報を収集・蓄積してまいります。</p> <p>2. 情報の共有、開示について</p> <p>食品安全総合情報システムは、現在においても、食品安全委員会ホームページから、一般の消費者の方々にも情報検索が可能となっておりますが、今後とも、より使い易いシステムを構築してまいります。</p> <p>3. 事業者や消費者等からも含めて広く収集された情報について</p> <p>現在、食品安全総合情報システムでは、掲載情報の信頼性を確保するために、公的機関が公開している情報を収集・蓄積しておりますが、これらの情報に加え、情報収集業務においては「食の安全ダイヤル」に寄せられる情報等、御指摘の「生の情報」についても、より積極的に収集し、様々な分野の情報を横断的かつ迅速に検索可能なデータベースの構築に努めてまいります。</p>
---	---

	<p>れていなかった段階での情報共有のあり方が大いに問題となりました。各保健所レベルの情報と事業者の有していた情報との共有はもっと早期に行えたと考えられますし、消費者への情報提供の遅れが被害拡大を招いたことは社会問題となりました。こうした被害拡大を阻止するためには、食中毒の原因究明を待っていたのでは手遅れになるため、できるだけ早い段階で、仮に原因究明が未了であっても、原因究明未了という事実とともに消費者に迅速に情報提供がなされる必要があるということがこの事件の教訓ということが出来ます。また、雪印事件のような大規模事件に発展しない多くの食品事故では、同種の事故が発生しているかどうかを消費者側が容易に知る手段がなく、被害防止がなされないばかりでなく、事後的な被害救済にも困難を来すこととなります。</p> <p>こうした不都合を回避する食品安全総合情報システムとしては、事業者や消費者等からも含めて広く収集された情報について、研究者・専門家らによって迅速に検討され、評価された結果が報告されるというルートでの処理のほかに、より生の情報に近い形でそのまま公開されるというルートでの処理も不可欠であり、事業者・消費者に自由に検索可能なシステムを構築されることが検討されるべきだと考えます。国土交通省のCISにおける試みなどが参考になると考えます。</p> <p>貴委員会が、食の安全・安心の確保のため、一層大きな役割を担われることを期待します。</p>	
<p><b>【第7 食品の安全性の確保に関する調査】</b></p>		
	<p>・調査については、実施計画およびその結果を、ホームページ等で公表することが重要であり、その旨を計画(案)に明記することが必要と考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>・食品安全委員会が実施した取り組みについては、その透明性と公開性を確保することが重要です。そのため、食品安全委員会が実施する調査等についても、実施計画や調査報告をホームページ等で公表し、関係各層に知らせる旨を計画(案)に明記することが必要と考えます。</p>	<p>・実施計画及びその調査結果については、「実施計画を食品安全委員会ホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない」と判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する」ことを明記します。</p>
<p><b>【その他】</b></p>		
	<p>・欧米型食餌の摂り過ぎは健康を害すると言われてきて久しい。動物性脂肪の摂取量を控えるよう指導されているが、一日当たりの適正な摂取量が示されていない。1970年頃から、わが国でも大</p>	<p>・動物性蛋白・脂肪の摂り過ぎの問題については、平成18年度食品安全委員会運営計画(案)の内容に直接関係するものではないので、御意見については、関係省庁にお伝えすることといたします。</p>

<p>腸がんをはじめ糖尿病・高脂血症など多くの生活習慣病が30歳すぎた若者にも拡がり、うなぎのぼりに増えている。</p> <p>米国では、1995年に一日当たり、肉は80g以下・アルコールはビールなら500ml、日本酒なら1合まで(女性はこの半分)と目標を明確にしている。</p> <p>動物性蛋白・脂肪ともに摂り過ぎによる害は明らかであるので適正な摂取量を示すべきであろう。これ以上病人を出しては皆保険医療が破綻するのでは…。</p>	<p>なお、厚生労働省がとりまとめた「日本人の食事摂取基準(2005年版)」において、国民の健康の維持・増進、エネルギー・栄養素欠乏の予防、生活習慣病の予防、過剰摂取による健康被害の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準が示されています。</p>
<p>・食品安全基本法では、「消費者は食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす」とされています。委員の改選にあたっては、消費者の代表が委員になることを強く要望します。</p>	<p>・現委員については、平成18年6月30日に3年の任期を迎えますが、「委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する(食品安全基本法第29条)」こととされており、この規定に基づき委員の改選の手続きを進めてまいります。</p>
<p>・食品安全全般</p> <p>食品安全委員会で取り上げるテーマについては優先順位を付け、それに基づき、重要度の高いものから処理する必要がある。</p> <p>食品安全委員会で取り上げるテーマは食品安全の向上に効率的に役立つものであるべきであるが、実際に取り上げられているテーマは添加物、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に関するものが多い。これらに関する作業量が多い原因の一つは、農薬及び動物用医薬品に関する食品衛生法第11条の施行日が平成18年であるためであろう。また、テーマに取り上げられた添加物の多くは毒性問題の顕在化ではなく、法政令に違反した未指定の化学物質の使用に関するものであり、さらに摂取量の少ない香料作用をもつものに関するものである。すなわち、食の安全という観点からすると、その使用が食物の安全性を著しく損なうとは考えにくい物質である。しかしながら、これらの化学物質が食品衛生法に違反して多種類の食品に使用され、大規模な食品の回収が義務づけられたため、安全性委員会はその安全性について検討をせざるを得なかったものと思われる。(この安全性の評価により食品の実質上の安全性が向上すると予想した専門家は少なくなく、食品衛生法の違反に対しては厳しく対処したことから、消費者の行政に対する信頼の向上に役立ったと感じた専門家が多かったと思われる。)これらの、安全性の評価はある意味では緊急避難的なものであったらうとコメント提出者は判断している。</p> <p>一方、すでに20年近くも前から、食の安全性</p>	<p>・食品安全委員会では、国民の健康の保護を最優先に食品健康影響評価を行っています。食品安全基本法に基づきリスク管理機関から諮問を受けた案件については、その緊急性、重要性等を参酌して優先度を付して処理にあたっております。また、そのうち、添加物、農薬、動物用医薬品、新開発食品等において、許認可等に係るものについては、科学的知見に基づく調査審議を行う上で、必要なデータの提出状況を踏まえ、効率的な食品健康影響評価を行っております。</p>

に大きな影響を及ぼしている因子について消費者等のグループ及び食の安全性の専門家に質問すると、消費者等のグループでは、添加物、農薬及び飼料添加物が大きなリスク因子であると回答しているのに対し、食の安全性に関する専門家たちは一般消費者とは異なり、添加物等以外の因子、すなわち、微生物汚染、食物自体が健康に及ぼす影響などが重要な因子であると述べており、コメント提出者も全く同意見である。

一方、米国ではすでに添加物の安全性評価のために貴重なFDAの人的及び資金的の原資を費やすべきではないとして、添加物の評価の業務を縮小しており日本国においても大いに参考にするべきであるとの意見をコメント提出者ももっている。FDAは20年以上前からEverything Added to Food in United Statesというファイルを作成している (<http://www.cfsan.fda.gov/~dms/eafus.html>)。このファイルはFDAが食品添加物の優先順位に基づく評価プログラム(通常、PAFA[Priority-Based Assessment of Food Additives]と呼ばれている)に基づき作成しているものであり、このファイルには約3,000品目の米国で使用できる添加物が掲げられており、そのうち約2,000品目についてはある程度以上の安全性のデータがあるが、約1,000品目については行政上の又は化学的なデータがあるに過ぎない、として調査結果を表として示している。しかしながら、EAFUSに含まれるGRAS物質の中にはFDAとは無関係にGRAS判定が行われた物質の多くのものが含まれている。たとえ、優先順位を付けたとしても安全性評価の作業量が多くなる見通しであり、既存の添加物の安全性評価の作業が完了する時期は不明と判断された。そのため、FDAは2000年頃から新たにGRAS届出[Notification]制度を採用したが旧制度によるGRAS評価の作業は停止している模様である。(2006年2月現在、新GRAS制度による届出物質は193物質である)。このような状況は添加物の数が米国の約1/2である日本においても同様であり、食品に混在する少量の化学物質等にあまり注意を払わなくともすむ、制度の構築の必要性を示唆している。

・事務局の強化が必要

添加物及びいわゆるポジティブリスト制への移行のため規格基準等の担当課での事務量が過大となっており、そのため通知などのマイナーミスが散見されている。要員の強化が望ましい。

また、現在進行中の食品添加物公定書の作成の作業を外側から見ていると一方では、添加物

・ポジティブリスト制度の導入や食品添加物公定書の作成自体については、リスク管理機関が実施するものであり、御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。

なお、食品安全委員会としても、ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対応するため、関係する専門調査会の評価体制等の強化を図るとともに、事務局についても評価支援の事務局体制を計画的に整

<p>の名称はIUPACによるとしているが、特定の添加物ではIUPACとなっているが他の物質群では昔ながらの局方に基づき、高等学校教育とは乖離した名称が用いられ、一般消費者にはその本質を知ることが実質上不可能な添加物もあり、そのため、消費者の不安が煽られている例もある。(パラオキシ安息香酸エステル類がその一例)。これらの問題に対処するためには化学者を臨時委員としてでも参加させる必要がある。また、インターネット情報によれば旧労働省の既存物質のリストのIUPAC命名は極めて正確であるといわれており、化学構造が複雑な農薬等のポジティブリストの作成には、旧労働省又は外部の要員の参加が必須である。</p>	<p>備することとしており、平成18年度においてはこれに必要な増員を行います。</p> <p>このことについては、第126回食品安全委員会会合(平成18年1月12日)において報告されており、ホームページで公開されております(<a href="http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai126/dai126kai-siryou5-2.pdf">http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai126/dai126kai-siryou5-2.pdf</a>)。</p>
<p>・JAS法と食品衛生法との整合性の確保</p> <p>食品衛生法及びJAS法による表示基準との整合性を図ることが必要と考えられる。</p> <p>食品の表示については、JAS法では食品の製造過程で使用された加工助剤を添加物として取り扱わないと判断される基準を定め、しかも規格基準中では食品の原材料に続け、食品添加物を表示するよう義務づけている。(本来ならば「次に掲げるもの以外のものを使用していないこと」とJAS関係の規格基準に記載されているのを「次に掲げるもの以外の表示義務のあるものを使用していないこと」等の基準に改めることを検討するべきである。</p> <p>JASの現行の規定では、無添加又は添加物の種類が少ない食品が製造可能であるかのごとき誤解を消費者に与える表示のある、JAS法に基づく食品が市場に横行している。</p>	<p>・JAS法と食品衛生法との整合性の確保の問題については、平成18年度食品安全委員会運営計画(案)の内容に直接関係するものではなく、リスク管理措置に関するものですので、御意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。</p>